

別表 (三)

統計委員会事務局総務課長
 全国選挙管理委員会事務局選挙課長
 公益事業委員会事務局総務課長
 公正取引委員会事務局総務課長
 国家地方警察本部総務部総務課長
 国家消防庁管理局総務課長
 地方財政委員会事務局官房総務課長
 外国為替管理委員会事務局総務課長
 首都建設委員会事務局庶務課長
 電波監理総局文書課長
 土地調整委員会事務局総務課長
 宮内庁長官官房庶務課長
 調達庁長官官房庶務課長
 行政管理局長官官房秘書課長
 北海道庁開発庁庶務課長
 地方自治庁連絡課長

別表 (四)

内閣総理大臣官房人事課長
 同 会計課長
 同 監査課長
 同 調査室長
 同 審議室長
 同 社会保障審議連絡室長
 同 官邸事務所主任
 同 賞勳部長
 総理府恩給局長
 同 統計局長
 同 広報局長
 国立印刷局局長
 中央損害救助対策協議会事務局長
 科学技術行政協議会事務局長
 社会保障制度審議会事務局長
 日本学術会議事務局長
 警察予備隊本部長官官房長

衆甲第二二號

案 起

昭和二十七年七月二十日

決 定

昭和二十七年七月二十日

施 行

昭和 年 月 日

内閣官房長官 奉

内閣官房副長官

登記官

内閣府事務官

内閣府事務官

内閣府事務官

別紙 衆議院公職選挙法改正に関する調査特別委員長提出
 公職選挙法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の
 整理に関する法律案（昭和二十七年七月二十日提出）
 右供覧
 改正法案要旨別紙のとおり。

改正要旨

一 第一條の改正要旨

公職選挙法の一部を改正する法律において第二十二條第二項（地方公共団体の長の選挙に関する異議の申立は決選投票の日から起算すること）が削除されたので、地方自治法中のこの規定を整備する。

二 第二條の改正要旨

衆議院議員の選挙期日の告示が五日前になつたので、裁判官国民審査会（の改正）附則の改正をミシ。

代理投票における記載義務違反（第二十二條の二）の規定の追加（の改正）

三 第三條の改正及び第四條の改正

選挙法及び農業委員会法中公職選挙法の一部改正に伴う條文の整理によるもの

公職選挙法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理に関する法律案
第一條 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。
第二百二十八條及び第四百四十四條中「第二百二條第三項若しくは第二百六條第三項」を「第二
二條第二項若しくは第二百六條第二項」に改める。
第二條 最高裁判所裁判官国民審査法(昭和二十二年法律第三百三十六号)の一部を次のように改正
する。
第五條及び第四十三條第二項中「三十日」を「二十五日」に改める。
第四十九條中「第二百三十七條、第二百三十八條」を「第二百三十七條から第二百三十八條ま
で」に改める。

公職選挙法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理に関する法律案

第一條 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。

第二百二十八條及び第四百四十四條中「第二百二條第三項若しくは第二百六條第三項」を「第二
二條第二項若しくは第二百六條第二項」に改める。

第二條 最高裁判所裁判官国民審査法(昭和二十二年法律第三百三十六号)の一部を次のように改正
する。

第五條及び第四十三條第二項中「三十日」を「二十五日」に改める。

第四十九條中「第二百三十七條、第二百三十八條」を「第二百三十七條から第二百三十八條ま
で」に改める。

同條の表中

第二百三十四條

第二百二十一條、
第二百二十二條、
第二百二十三條、
第二百二十五條

最高裁判所裁判官国民審査法第四
十四條及び第四十六條並びにこの
法律の

を

二

第二百三十四條	第二百二十一條、第二百二十二條、第二百二十三條、第二百二十五條	最高裁判所裁判官国民審査法第四十四條及び第四十六條並びにこの法律の
第二百三十七條の二	候補者の氏名	投票の内容

に改める。

第三條 漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)の一部を次のように改正する。

第九十二條第一項第二号中「第九十九條」の下に「又は第三百三條第一項」を加える。

第九十四條中「第三十三條第一項から第四項まで」を「第三十三條」に、「第六十二條第四項から第六項まで、第十項但書」を「第六十二條第三項から第五項まで、第九項但書」に、「第三百三十

一條第三項本文、第三百三十二條から第三百三十八條まで、」を「第三百三十一條第三項、第三百三十二條から第三百三十七條まで、第三百三十八條、」に、「第三百六十六條」を「第三百六十六條、第三百六十六條の二」に、「第二百二條第二項、第三項」を「第二百二條第二項」に、「第二百六條第二項、第三項」を「第二百六條第二項」に、「第二百三十五條第二項、」を「第二百二十三條の二、第二百三十五條の二、第二百三十五條の三、」に、「第二百四十三條第一号から第九号まで」を「第二百四十三條第一号から第九号まで、第十一号及び第十二号」に、「第二百五十一條第二項」を「第二百五十一條第二項、第二百五十二條の二」に改める。

同條の表の下欄中「第六十二條第一項から第三項まで、第七項から第九項まで、第十項本文及び第十一項」を「第六十二條第一項及び第二項、第六項から第八項まで、第九項本文及び第十項」に改める。

第四條 農業委員会法(昭和二十六年法律第八十八号)の一部を次のように改正する。

三

第十一條中「第三十三條第一項から第四項まで」を「第三十三條」に、「第三百三十一條第三項本文(選挙事務所の数)、第三百三十二條から第三百三十八條まで」を「第三百三十一條第三項(選挙事務所の数)、第三百三十二條から第三百三十七條まで、第三百三十八條」に改め、「第三百六十六條(特定の建物及び施設における演説の禁止)」の下に「第三百六十六條の二(夜間の街頭演説及び連呼行為の禁止)」を加え、「第二百三十五條第二項」を「第二百二十三條の二、第二百三十五條の二、第二百三十五條の三」に、「第二百四十三條第一号から第九号まで」を「第二百四十三條第一号から第九号まで、第十一号及び第十二号」に、「第二百五十一條第二項」を「第二百五十一條第二項、第二百五十二條の二」に改める。

同條の表の上欄中「第一百一十一條第一項第二号」を「第一百一十一條第一項第三号」に改める。

第十四條第六項中「第二百二條第一項及び第三項」を「第二百二條」に改める。

第三十一條中「第三十三條第一項から第四項まで」を「第三十三條」に、「第三百三十一條第三項

本文(選挙事務所の数)、第三百三十二條から第三百三十八條まで」を「第三百三十一條第三項(選挙事務所の数)、第三百三十二條から第三百三十七條まで、第三百三十八條」に改め、「第三百六十六條(特定の建物及び施設における演説の禁止)」の下に「第三百六十六條の二(夜間の街頭演説及び連呼行為の禁止)」を加え、「第二百三十五條第二項」を「第二百二十三條の二、第二百三十五條の二、第二百三十五條の三」に、「第二百四十三條第一号から第九号まで」を「第二百四十三條第一号から第九号まで、第十一号及び第十二号」に、「第二百五十一條第二項」を「第二百五十一條第二項、第二百五十二條の二」に改める。

同條の表の上欄中「第一百一十一條第一項第二号」を「第一百一十一條第一項第三号」に改める。

附則

- 1 この法律は、昭和二十七年九月一日から施行する。
- 2 公職選挙法の一部を改正する法律(昭和二十七年法律第 号)附則第二項から第四項まで

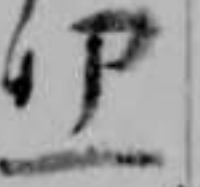
の規定は、公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)の規定を準用する選挙又は投票について、準用する。

理由

公職選挙法の一部を改正する法律の施行に伴い、同法律の規定の整理を行う必要がある。これらこの法律案を提出する理由は、

三

別紙衆議院議長奏上の公職選挙法の一部を改正

閣甲第二八三号		案起		昭和二十五年八月七日		決定昭和二十五年八月八日		施行昭和二十五年八月九日		公布昭和二十五年八月十日	
内閣総理大臣 		内閣官房長官 		内閣官房副長官 		総理府事務官 		山崎国務大臣 			
木村国務大臣 	廣川国務大臣	吉武国務大臣 	山崎国務大臣								
岡崎国務大臣 	高橋国務大臣	野田国務大臣 									
池田国務大臣 	利上国務大臣	岡野国務大臣 									
三野国務大臣 	佐藤国務大臣 	周東国務大臣 									